

令和8年度医療的ケア児等コーディネーター養成研修
令和8年度医療的ケア児等支援者養成研修

特別支援教育の現状 及び特別支援学校での 教育について



埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課
若月 雅子



特別支援教育の現状について



特別支援教育の対象となる児童生徒の学びの場

小学校

中学校

高等学校

通常の学級

※通常の学級にも特別な教育的支援を要する児童生徒が在籍

通級による指導

視覚障害、聴覚障害、言語障害、
肢体不自由、病弱・身体虚弱、
自閉症、情緒障害、LD、ADHD

H30より制度化
自閉症、情緒障害、LD、
ADHD

特別支援学級

視覚障害、聴覚障害、言語障害、
知的障害、肢体不自由、
病弱・身体虚弱、自閉症・情緒障害

特別支援学校

視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱

連続性のある多様な学びの場



特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H25→R5)

※文科省資料より

特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H27→R7)



- 直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数は倍増。
- 特に、特別支援学級の在籍者数（2.1倍）、通級による指導の利用者数（2.4倍）の増加が顕著。



(注) 通級による指導を受ける児童生徒数(20.1万人)は、最終の調査結果である令和5年度通年(国公立)の値を用いている。
なお、平成27年度の通級による指導を受けている児童生徒数(9.0万人)は、5月1日時点(公立のみ)の値。

※矢印内の数値は、令和7年度(通級による指導については令和5年度)の児童生徒数を平成27年度の児童生徒数で除し、小数第1位未満を四捨五入したもの。

5



児童生徒の困難の状況（小中）

学習面又は行動面で著しい困難を示す

8.8%
全国
(R4)

10.7%
埼玉県
(H25)

学習面、各行動面で著しい困難を示す

学習面の困難

学習面
6.5%

不注意・多動／衝動
4.0%

対人関係
こだわり
1.7%

行動面の困難

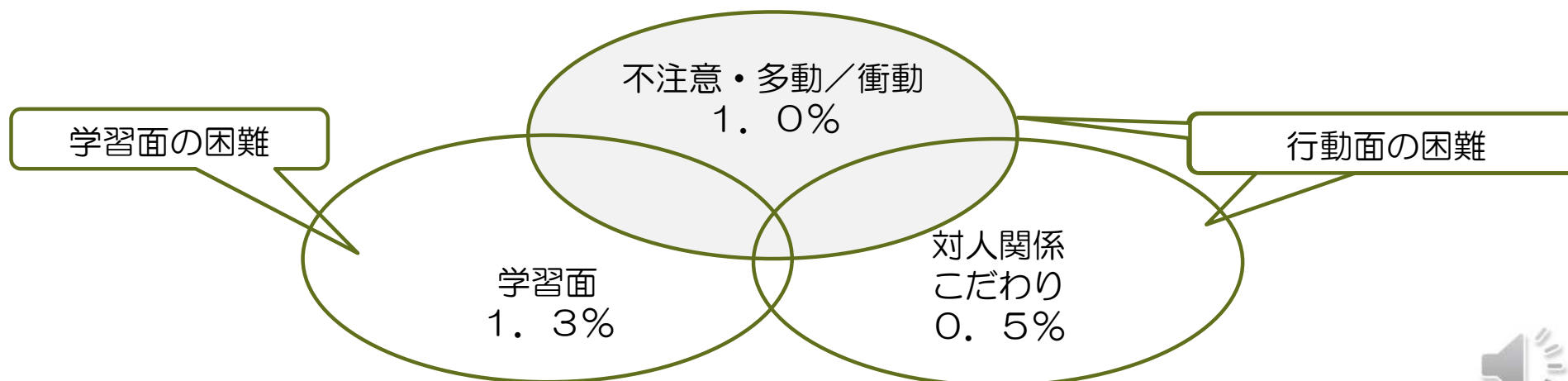


生徒の困難の状況（高）

学習面又は行動面で著しい困難を示す

2.2 %
全国
(R4)

学習面、各行動面で著しい困難を示す

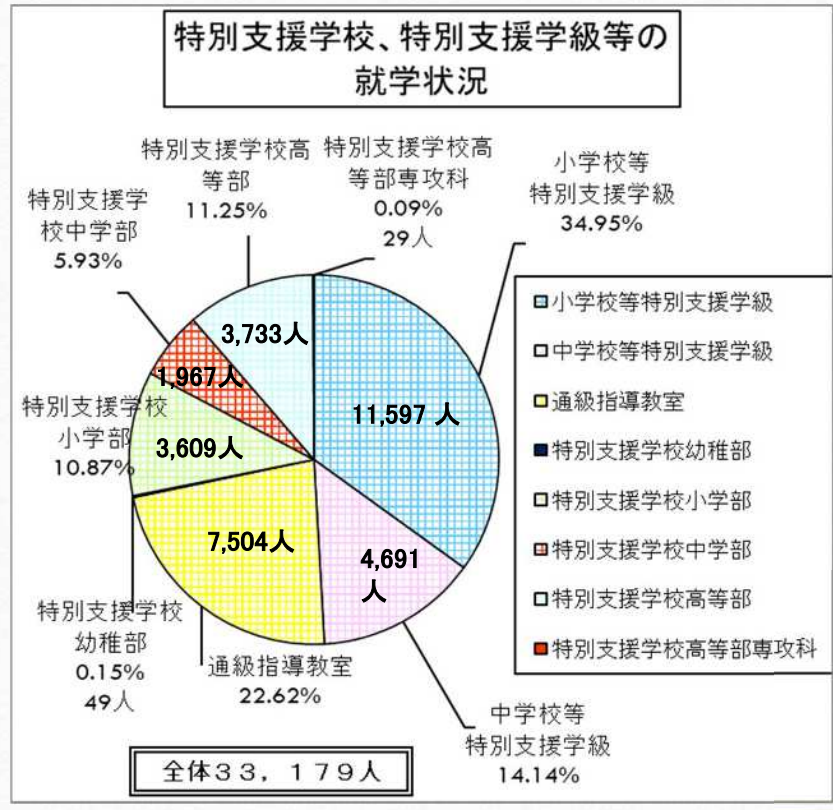


埼玉県内で特別支援学校等に通っている児童生徒は？

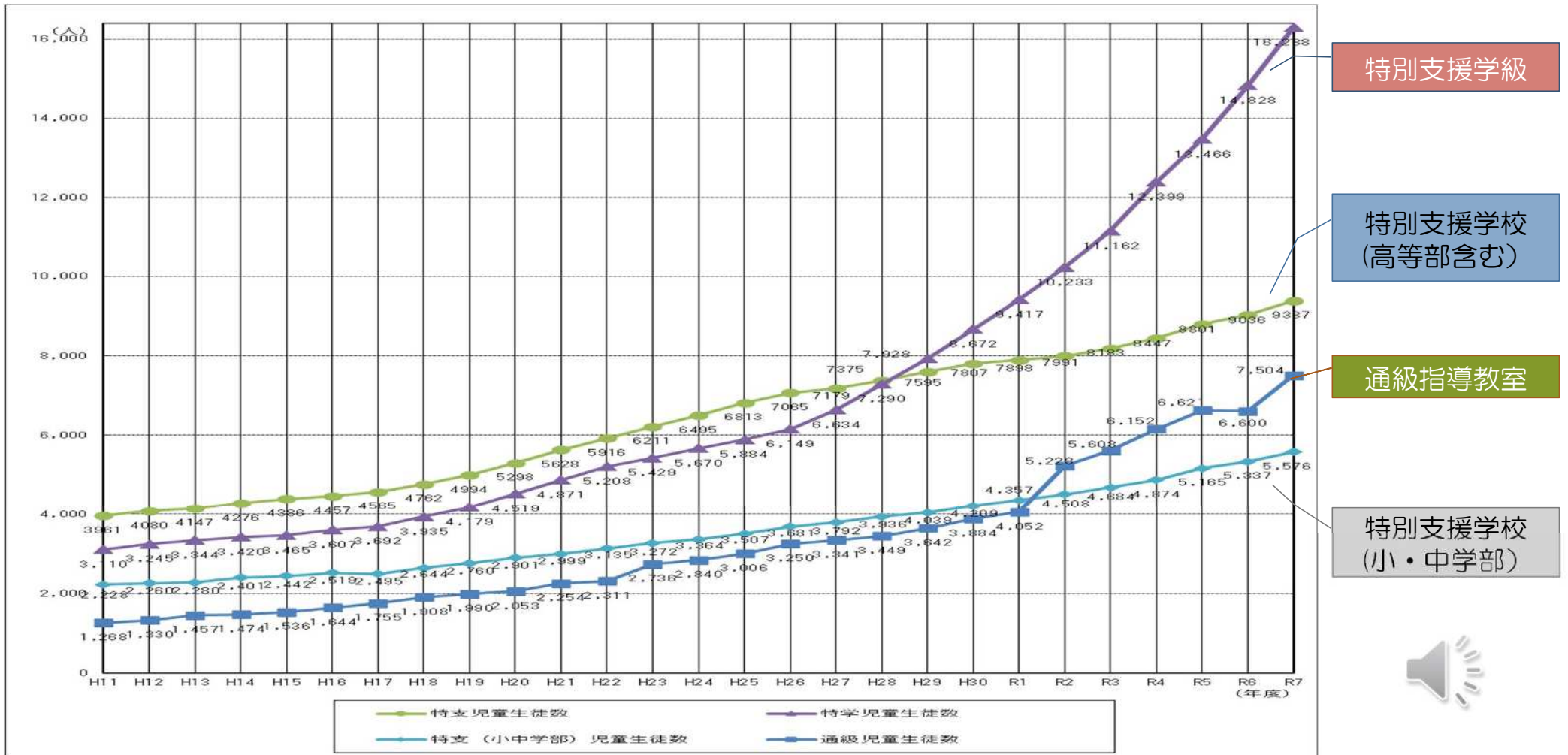
特別支援教育を受けている児童生徒数 33,179人

特別支援学校（幼小中高専） 9,387人
 特別支援学級（小中） 16,288人
 通級指導教室（小中） 7,504人
 義務教育段階で特別支援教育を受けている児童生徒数 29,368人
 義務教育段階の全児童生徒数に対する割合 約6%
 （義務教育段階児童生徒数 533,550人）

（令和7年5月1日現在）



埼玉県内の特別支援学校・特別支援学級・通級児童生徒数の推移



特別支援学校のセンター的機能

幼稚園、小中学校、高等学校等の要請に応じ、各学校園が進める特別支援教育を効果的に支えるため、特別支援学校が提供する一連の専門的支援である。【学校教育法第74条参照】

教職員への
支援

教職員への
研修協力

特別支援教育に関する
相談・情報提供

個別の指導計画等の
作成助言など児童等
への指導・支援

福祉、医療、労働
関係機関等との
連絡・調整

施設設備等
の提供



県立特別支援学校における小中学校等支援件数

令和6年度 12,185件

令和5年度 12,960件

令和4年度 11,442件

令和3年度 9,779件

令和2年度 10,423件



特別支援教育について



特別支援教育とは

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習困難又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

- 知的障害
- 肢体不自由
- 病弱
- 聴覚障害
- 視覚障害

その他発達障害を含む障害

「発達障害」は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」となっている。

【発達障害者支援法第2条より】



特別支援教育とは

特別支援教育は、発達障害がある児童生徒も含めて、障害により特別な支援を必要とする児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

特別支援教育の推進について（通知）文部科学省 平成19年4月



自立活動とは

特別支援学校、特別支援学級、通級による指導で実施される、個々の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導

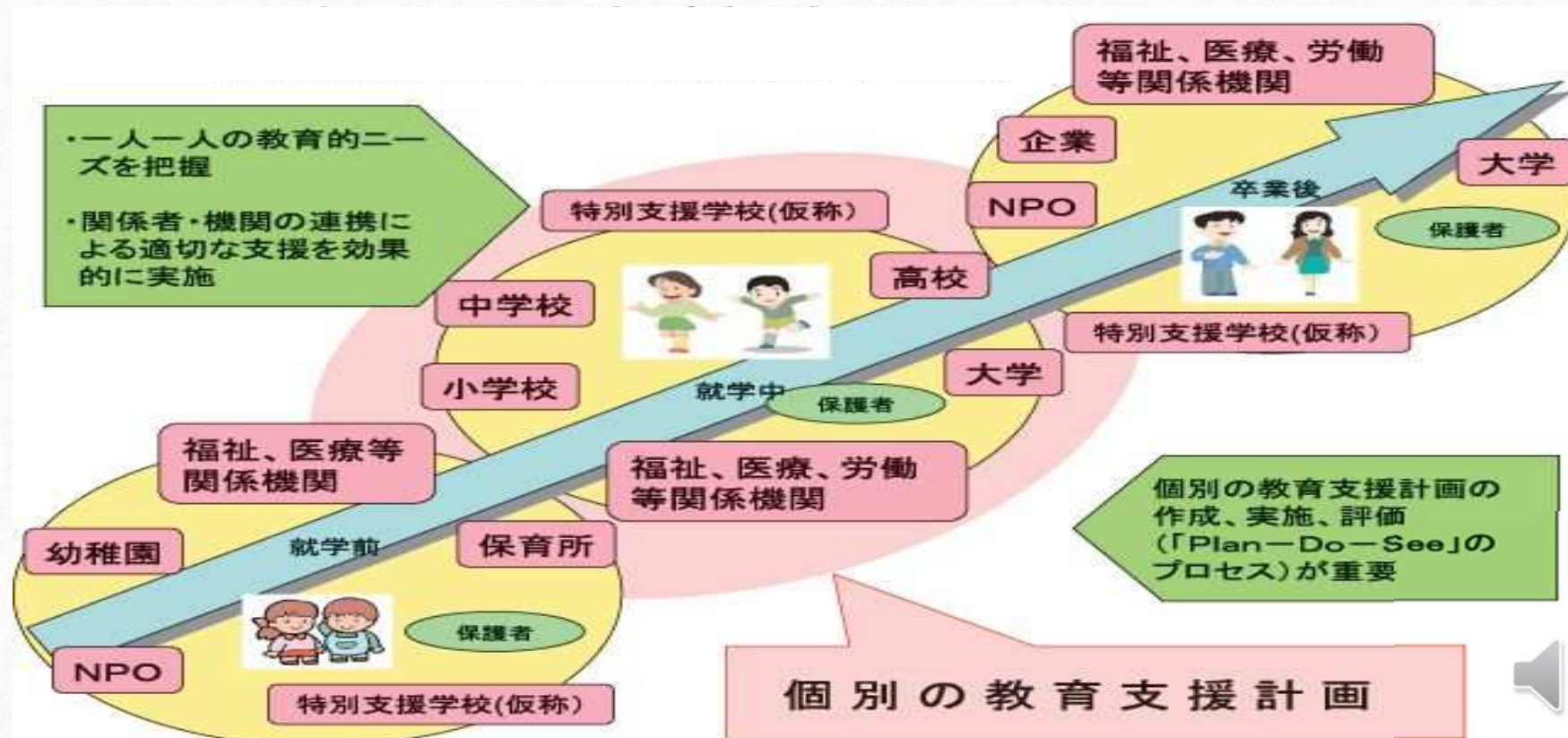


自立活動の時間を設けて指導を行う他、教育活動全体で自立活動の視点をもって教育を行っています。

埼玉県立特別支援学校では、医療的ケアを自立活動として捉え、指導を行っています。



個別の支援計画と個別の指導計画 (教育支援プランA・B)



教育支援プランA（個別の教育支援計画）記入例

ふりがな	〇〇 〇〇	性別	生年月日		取扱注意
本人氏名	〇〇 〇〇				
ふりがな	〇〇 〇〇	住所			
保護者等氏名	〇〇 〇〇	TEL			
対象期間	令和〇年〇月〇日（〇学部〇年）から令和〇年〇月〇日（〇学部〇年）まで3年間				
作成年度	学校名	校長名	学部・学年・組	記入者名	
1	令和4年度	県立〇〇特別支援学校	〇〇 〇〇	〇学部・〇年・〇組	〇〇 〇〇
2					
3					
特別な教育的ニーズ	<p>〔対象幼児児童生徒は現在〕①…… ②…… ③……（…という状況である。…という点で困っている。） 従って（発達段階や本人の特性・保護者の願いを踏まえ、中長期的な視点から）①…… ②……などの支援が必要である。 支援に当たっては（置かれている環境、本人の特性・得意分野などを考慮し）①…… ②……などの配慮が必要である。</p>				
(追加)					
本人・保護者等の願	※今伸ばしたい力 ※長期的(3年程度)な目標 ※興味・関心のある事柄 ※得意なこと ※苦手なこと ※必要な配慮についての意思の表明 等				
合理的配慮の実施内容	※合意の形成に基づいて実施する合理的配慮の内容を記入する				
(追加)					
教育機関の支援	目標・機関名	支援内容		評価	
	所属校	〇〇特別支援学校 ①…… ②……（3年間を見据え） ③…… えた目標	①…… ②……（支援内容・配慮事項） ③……	※個々の支援内容についての評価を踏まえ、特徴的な事柄を記入 ※1、2年目に達成した場合、目標を見直す場合、引き継ぎが必要な場合には、その時点で記入する(記入年月日を入れる)	
	(追加)	※ 目標の見直しを行った時に随時記入する(記入年月日を入れる)。			
	就学支援委員会の助言内容	〇〇市就学支援委員会	※支援機関・支援内容等に対する助言などを記入する		
	(追加)				
支援給、交流及び共同学習	〇〇市立〇〇学校で支援給学習	①……、②……(支援内容) 〇学期(月・週)〇回、〇の学習に参加			
(追加)					
関係機関の支援	機関名	支援内容			
	医療・保健	病院(主治医等)、保健所、保健センターなど	※現在の通院の状況、発作等への薬物治療の状況、身体障害への治療内容などを記入する。		
	(追加)				
	福祉・労働	児童相談所、福祉事務所、生活支援センター、就労支援センター、企業、作業所など	※各機関からの種々な支援を受けるか ※今後(卒業後に向けて)どの様な支援が必要か ※産業現場等における実習の状況と今後の課題 ※個別移行支援計画としての内容は、補助シートで補う		
(追加)					
家庭・地域	学童保育、子ども会、放課後活動、ボランティア、習い事など	※放課後や週末、地域の学童保育などで支援を受ける ※ボランティアの支援を受ける ※家庭での生活や配慮事項 ※余暇の過ごし方			
(追加)					
本人のプロフィール	障害の状況	※障害名 ※手帳の種類(取得年月日) ※発作・服薬の有無・状況・配慮点 ※障害の程度・状況等 ※障害から派生する生活上・行動上の配慮事項			
	生育歴	※出産時の様子 ※子育てで気になった点(運動、言語、対人関係等) ※乳幼児検診			
	療育歴	※治療・訓練の経過 ※保育所・幼稚園への通園状況 ※学校への通学状況			
	相談歴	※保健センター親子相談 ※発達相談 ※教育委員会・就学相談			
	その他	※知能検査、社会生活能力検査の実施結果			

教育支援プランA（個別の教育支援計画）記入例

ふりがな	〇〇 〇〇	性別	生年月日		取扱注意
本人氏名	〇〇 〇〇				
ふりがな	〇〇 〇〇	住所			
保護者等氏名	〇〇 〇〇	TEL			
対象期間	令和〇年〇月〇日（〇学部〇年）から令和〇年〇月〇日（〇学部〇年）まで3年間				
作成年度	学校名	校長名	学部・学年・組	記入者名	
1	令和4年度	県立〇〇特別支援学校	〇〇 〇〇	〇学部・〇年・〇組	〇〇 〇〇
2					
3					
特別な教育的ニーズ	<p>〔対象幼児児童生徒は現在〕①…… ②…… ③……（…という状況である。…という点で困っている。） 従って（発達段階や本人の特性・保護者の願いを踏まえ、中長期的な視点から）①…… ②……などの支援が必要である。 支援に当たっては（置かれている環境、本人の特性・得意分野などを考慮し）①…… ②……などの配慮が必要である。</p>				
(追加)					
本人・保護者等の願	※今伸ばしたい力 ※長期的(3年程度)な目標 ※興味・関心のある事柄 ※得意なこと ※苦手なこと ※必要な配慮についての意思の表明 等				
合理的配慮の実施内容	※合意の形成に基づいて実施する合理的配慮の内容を記入する				
(追加)					



教育支援プランB（個別の指導計画）

本人氏名	〇〇 〇〇	学校名	県立〇〇特別支援学校	取扱注意
学部・学年・組	〇学部〇年〇組	記入者名	〇〇 〇〇	
指導方針	<p>※教育支援プランAを受けて、年度当初の状況を踏まえ、具体的な指導目標と配慮事項を記入する。</p> <p>現在・・・という状況である（・・・ができるようになってきた、・・・に興味を持っている、・・・でつまづいている）ので、・・・に配慮しながら（・・・という場を設定しながら）・・・できる（・・・の力を伸ばす、・・・が経験できる、・・・に自信がもてる、・・・への関心・意欲を育てる）ように指導する。</p>			
(追加)				
指導に結びつく実態				
1 健康の保持 (日常生活面、健康面など)	<p>※自立活動の6区分(27項目)を意識し、幼児児童生徒の全体像を踏まえたうえで、指導に結び付く実態を記入する。</p> <p>※「ここまではできる」という現状を明確にする。</p>			
(追加)				
2 心理的な安定 (情緒面、状況の理解など)				
(追加)				
3 人間関係の形成 (人とのかわり、集団への参加など)				
(追加)				
4 環境の把握 (感覚の活用、認知面、学習面など)				
(追加)				
5 身体の働き (運動・動作、作業面など)				
(追加)				
6 コミュニケーション (意思の伝達、言語の形成など)				
(追加)				
7 その他 (性格、行動特徴、興味関心など)				
(追加)				
各教科等	学習課題・目標	指導内容・方法・手だて	評価	
自立活動	※課題に基づいた具体的な目標を簡潔的な表現で記入する	各教科等のそれぞれの指導内容を書き込んだ年間指導計画などを作成していることを前提に、それらに基づき、個別の指導目標、指導内容、配慮事項等を明らかにしたもの	指導場面での特徴的な様子、成長した点、今後の課題や目標などを具体的・客観的に記入する	
(各教科等)	<p>教科ごとに重点的な指導場面について、具体的に方法(手だて)を記入する。</p>			
	<p>幼児児童生徒一人一人に対する指導上の配慮事項を付記する</p>			

教育支援プランB（個別の指導計画）

本人氏名	〇〇 〇〇	学校名	県立〇〇特別支援学校	取扱注意
学部・学年・組	〇学部〇年〇組	記入者名	〇〇 〇〇	
指導方針	<p>※教育支援プランAを受けて、年度当初の状況を踏まえ、具体的な指導目標と配慮事項を記入する。</p> <p>現在・・・という状況である（・・・ができるようになってきた、・・・に興味を持っている、・・・でつまづいている）ので、・・・に配慮しながら（・・・という場を設定しながら）・・・できる（・・・の力を伸ばす、・・・が経験できる、・・・に自信がもてる、・・・への関心・意欲を育てる）ように指導する。</p>			
(追加)				
指導に結びつく実態				
1 健康の保持 (日常生活面、健康面など)	<p>※自立活動の6区分(27項目)を意識し、幼児児童生徒の全体像を踏まえたうえで、指導に結び付く実態を記入する。</p> <p>※「ここまではできる」という現状を明確にする。</p>			
(追加)				



特別支援学教育のクラスについて（少人数学級編制）

○特別支援学級→8人

○特別支援学校

- 単一障害の児童生徒のクラス→6人（小・中学部）
8人（高等部）
- 複数の障害を合わせ有する
（重複障害）児童生徒のクラス→3人

※（通級指導教室は、13人の児童生徒に対して1人の先生）



特別支援学校の進路指導、卒業後の進路について

生徒の実態に応じて、進路指導が行われています。

一般的には各校に進路指導担当の教員がおり、地域の企業、施設の情報を本人、保護者に提供しています。

1年次から、現場実習を行い、卒業後の就職、入所に向けて準備をしていきます。



埼玉県立特別支援学校について



2 第4期埼玉県教育振興基本計画 施策13 障害のある子供への支援・指導の充実の取組例



埼玉県教育委員会

埼玉県立特別支援学校(本校38校、分校15校)では、一人一人の幼児児童生徒の障害(視覚障害、聴覚障害、病弱、肢体不自由、知的障害)の状態や発達に段階に応じた、きめ細かい指導や支援を行っています。

視覚障害特別支援学校



一人一人の見え方や発達の状態に合わせた指導をしています。高等部専攻科では、あん摩・マッサージ・指圧師などとして働くための専門教科を学んでいます。

聴覚障害特別支援学校

一人一人の聞こえ方や言語発達の状態に合わせた指導をしています。大宮ろう学園の高等部専攻科では、情報・デザイン科が設置され、より専門的な知識技能の習得に向けて、画像処理やプログラミング、工業・工芸デザインを学んでいます。



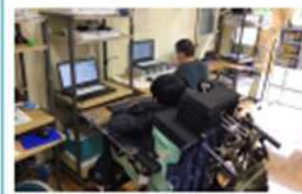
病弱特別支援学校



病院等に入院している児童生徒を対象にした特別支援学校です。病院等から通学が可能であれば教室で学びます。ベッドサイドに赴く訪問教育も実施しています。ICTを活用して、ベッドサイドから教室の授業に参加することも可能です。

肢体不自由特別支援学校

各教科の学習や自立活動に当たっては、一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達に合わせて指導をしています。ICTなどの情報通信手段等を有効に活用した個別学習・グループ学習も行っています。



知的障害特別支援学校

実際の生活場面に即しながら、日常生活や社会生活を送る上で必要



な知識や技能を学習しています。県内3校の高等部職業学科では、卒業後の就労を目指し、ビルクリーニングや、食品の製造・販売など、実習を中心とした専門教科を学んでいます。



12 障害のある子供たちが学ぶ特別支援学校 ③

県立特別支援学校一覧

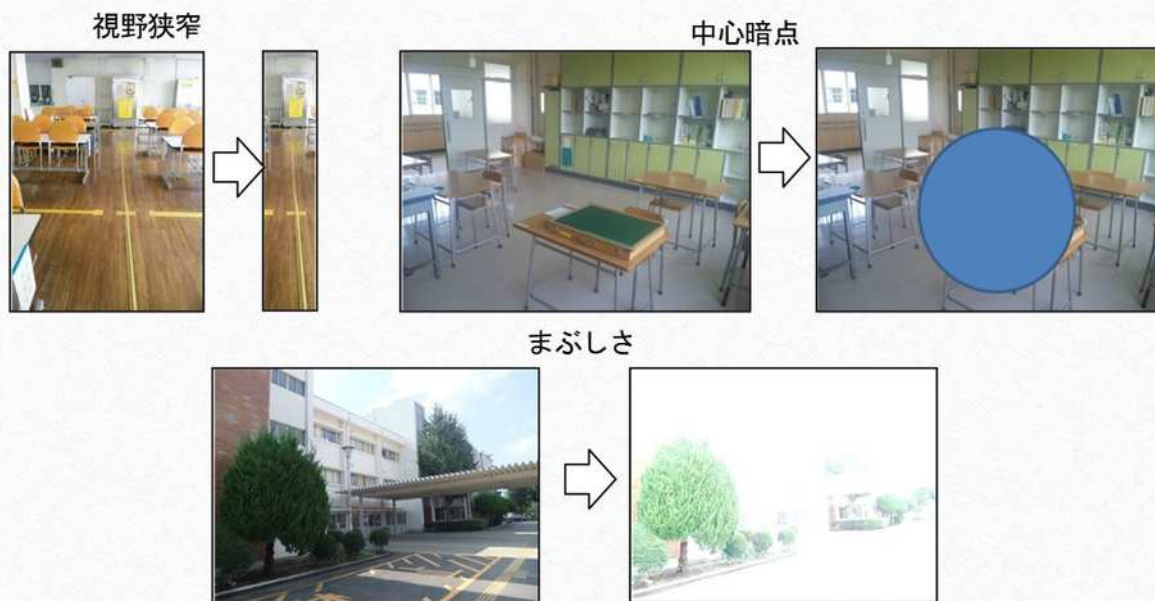
区分	No.	学 校 名	区分	No.	学 校 名	区分	No.	学 校 名
視 覚	1	特別支援学校埴保己一学園	知的障害	21	春日部特別支援学校宮代分校	知的障害	41	特別支援学校さいたま桜高等学園
聴 覚	2	特別支援学校大宮ろう学園		22	秩父特別支援学校 ※		42	特別支援学校羽生ふじ高等学園
	3	特別支援学校坂戸ろう学園		23	所沢特別支援学校		43	上尾かしの木特別支援学校
病 弱	4	蓮田特別支援学校 ※		24	三郷特別支援学校		44	所沢おおぞら特別支援学校 ※
	5	けやき特別支援学校		25	本庄特別支援学校		45	深谷はばたき特別支援学校
	6	けやき特別支援学校伊奈分校		26	上尾特別支援学校		46	草加かがやき特別支援学校
	7	東松山特別支援学校嵐山学園分校		27	上尾特別支援学校上尾南分校		47	草加かがやき特別支援学校草加分校
肢体不自由	8	熊谷特別支援学校		28	東松山特別支援学校		48	入間わかくさ高等特別支援学校
	9	越谷特別支援学校		29	狭山特別支援学校		49	戸田かけはし高等特別支援学校
	10	和光特別支援学校		30	狭山特別支援学校狭山清陵分校		50	岩槻はるかぜ特別支援学校
	11	日高特別支援学校		31	浦和特別支援学校	令和6年度開校 三郷特別支援学校三郷北分校 上尾かしの木特別支援学校大宮商業分校 所沢おおぞら特別支援学校新座柳瀬分校		
	12	宮代特別支援学校		32	久喜特別支援学校			
	13	川島ひばりが丘特別支援学校		33	久喜特別支援学校白岡分校			
14	川越特別支援学校	34		大宮北特別支援学校				
知的障害	15	川越特別支援学校川越たかしな分校		35	大宮北特別支援学校さいたま西分校			
	16	川口特別支援学校		36	越谷西特別支援学校			
	17	川口特別支援学校鳩ヶ谷分校		37	越谷西特別支援学校松伏分校			
	18	和光南特別支援学校		38	騎西特別支援学校			
	19	行田特別支援学校		39	騎西特別支援学校北本分校			
	20	春日部特別支援学校		40	毛呂山特別支援学校			

※ 4、22、44は、肢体不自由教育部門併置校



視覚障害特別支援学校

- 埼玉県立特別支援学校塙保己一学園（川越市）
- 視覚障害、例えばこのような状況があります。



- 盲教育（見えない）

盲教育の学習は点字を用いる。点字の教科書を用い、主として触覚や聴覚などの視覚以外の感覚を活用する。

- 弱視教育（見えにくい）

弱視教育の学習は、文字の拡大や弱視レンズなどの光学器具の活用により、拡大教科書や普通文字の教科書を用い、主として視覚を活用して行う。



立体教材
(国名が点字)



白杖



拡大読書機



盲導犬



さわれる国旗



聴覚障害特別支援学校

- 埼玉県立特別支援学校大宮ろう学園、坂戸ろう学園
- 聾と難聴
- 聴覚障害、例えばこのような状況があります。
 - 伝音性難聴・・・外耳、中耳の障害による難聴
 - 感音性難聴・・・内耳、聴神経、脳の障害による難聴
 - 混合性難聴・・・伝音性難聴、感音性難聴の両方の原因をもつ難聴
- 指導上の特徴としては、手話を共通のコミュニケーションの手段としているため、早期から手話でコミュニケーションができる環境を大切にしている。





児童生徒がお互いに手話が見えるように扇形に配置された机



先生の話している声が聞き取りやすいように、机や椅子の脚にテニスボールを取り付けた



授業の始まりと終わりは、緑と赤のランプで表示

行事の日程や、催し物の案内などの情報を映す「見える校内放送」



病弱特別支援学校

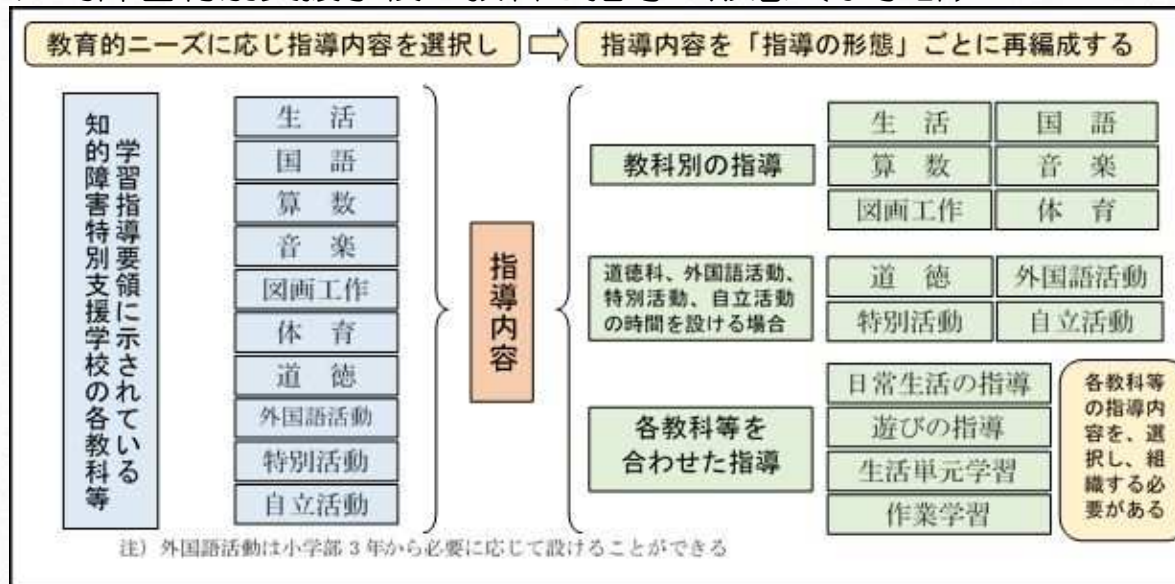
- 県立蓮田特別支援学校（肢・病併置）、県立けやき特別支援学校、他2分校
- 様々な疾病の児童生徒が通っている。
- 学習の特徴
通学して学習する児童生徒とベッドサイドで学習する児童生徒がいる。
- ベッドサイドでの授業では、感染症に対する注意は絶対条件である。
音楽などの音を出す教科や理科、技術など実技系の教科は工夫が必要である。
- ICTなどの情報通信機器の活用も効果的で、児童生徒の状態に合わせて、PCなどを改良して学習することも。



知的障害特別支援学校

- 県立知的障害特別支援学校40校（高校内分校13校含む）
（小中学部のみ3校、高等部職業学科のある学校3校、高校内分校13校）

知的障害特別支援学校の教科と指導の形態（小学部）



各教科等を合わせた指導について

知的障害のある児童生徒の学習上の特性

- 学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくい
- 成功経験が少ないことなどにより、主体的に活動に取り組む意欲が十分に育っていない
- 実際的な生活経験が不足しがちであることから、実際の・具体的な内容の指導が必要であり、抽象的な内容の指導よりも効果的である。

埼玉県立特別支援学校で実施されている各教科等を合わせた指導

- 日常生活の指導
- 遊びの指導
- 生活単元学習
- 作業学習



肢体不自由特別支援学校

- 県立肢体不自由特別支援学校9校（単独6、併設3）
- 本県では、肢体不自由の障害の程度と、知的発達程度の双方が関係し、児童生徒の実態の多様さが大きいという特性から、下記の基本分類を設けている。

埼玉県立特別支援学校における肢体不自由特別支援学校の教育課程の類型

- ◆類型Ⅰ・・・当該学年に準ずる教育課程
- ◆類型Ⅱ・・・各教科の目標及び内容の一部（又は全部）を、下学年又は下学部の目標及び内容に替えた教育課程
- ◆類型Ⅲ・・・各教科を知的障害者に対する教育を行う特別支援学校の教科に替えた教育課程
- ◆類型Ⅳ・・・自立活動を主とする教育課程



埼玉県立特別支援学校での医療的ケアについて



医療的ケア児が在籍している特別支援学校

凡例

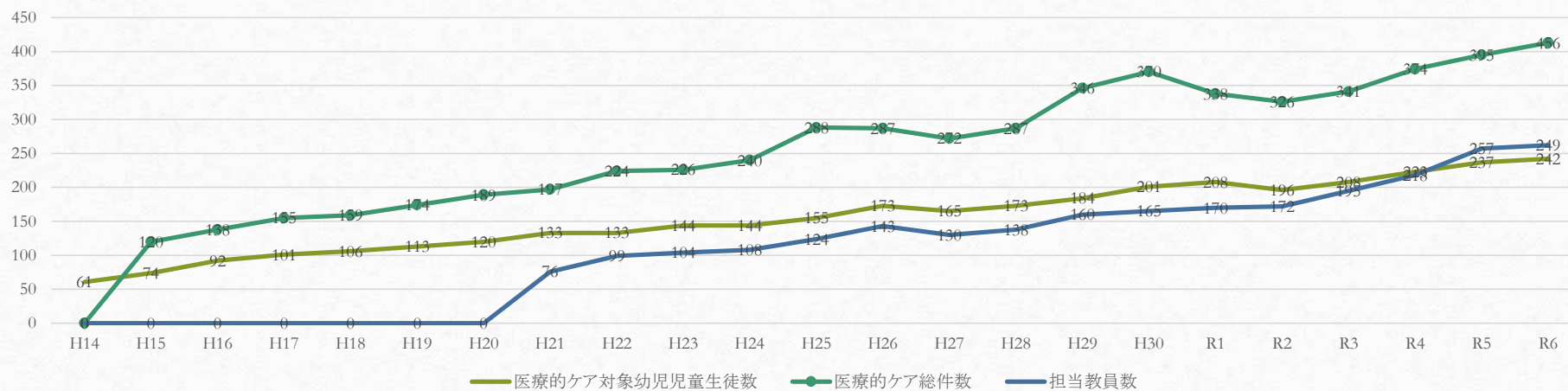
- ・・・肢体不自由（知又は病の併置含む）
- ・・・聴覚障害
- ▲・・・知的障害
- ◆・・・視覚障害



医療的ケアの内容 R6.5.1時点						
	吸入	注入	吸引	酸素療法	導尿	計
R6	15	209	159	15	15	413



医療的ケア対象児童生徒数等の推移



R7.5.1時点

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
医療的ケア対象幼児児童生徒数	61	74	92	101	106	113	120	133	133	144	144	155	173	165	173	184	201	208	196	208	223	237	242
医療的ケア総件数	—	120	138	155	159	174	189	197	224	226	240	288	287	272	287	346	370	338	326	341	374	395	456
担当教員数	—	—	—	—	—	—	—	76	99	104	108	124	143	130	138	160	165	170	172	195	218	257	249

医療的ケアの教育的意義

- 登校日数の増加
- 幼児児童生徒の授業の継続性の確保
- 教員との信頼関係の向上など
 - 授業の流れの中で教員は児童生徒等の様子を観察することができ、些細な体調変化で、例えばいつ吸引すれば負担が少なくて済むか判断して対応できるようになった。医療的ケアがいつもと同じ声で、感触で、雰囲気担任の教師が行うことにより、信頼のもとで緊張を高めることなく、そして授業を中断することなく進められることは、大きな成果である。



学校でのケアの様子

水分注入



お昼の注入



教員とダブルチェック



教員が注入の準備



学校でのケアの様子

吸引



人工呼吸器



通学支援事業について

埼玉県立特別支援学校に在籍する幼児児童生徒（以下「児童等」という。）の通学（登下校）に際して、スクールバスを利用できない医療的ケア児が福祉タクシー等を利用する場合に、同乗する看護師の費用を県が支援します。

■ 対象者

- ① スクールバス乗車中に医療的ケアが必要なため、通学時にスクールバスが利用できない児童等
- ② 福祉タクシー等の乗車中に必要な医療的ケアは、学校で承認を受けた範囲のものであり、
主治医から訪問看護事業所等と学校に指示（指示書）が出ている児童等
- ③ 体調が安定しており、定期的に登校することができる児童等

■ 利用回数

- ◇ 利用希望回数を基に、利用希望者の状況を見ながら決定します。
- ◇ 試走も利用回数に含まれます。



ある医療的ケア児の学校での一日

- 9:00 登校 ケアルームで健康観察（引継ぎ）
- 9:30 朝の自立活動（朝の会）
- 10:00 1時間目
- 11:00 2時間目
- 12:15 給食（注入）
- 13:30 3時間目
- 14:30 帰りの会
- 15:00 下校（引継ぎ）



御清聴ありがとうございました



SAITAMATCH

